2015年度 野球規則改正

日本野球規則委員会

- (1) 1.17【注3】を次のように改める。
 - 《1》 ①の3段目として次を追加する。 なお、これらの表示については、レーザー照射による文字入れを認める。
 - 《2》 ③の1・2段目を次のように改める。(下線部を改正)

ミットまたはグラブに表示する商標は、<u>布片、刺繍または野球規則委員会の承認を受けた樹脂製の成型物</u>によるものとし、これを表示する個所は背帯あるいは背帯に近い部分、または親指のつけ根の部分のうちのいずれか1カ所に限定し、その大きさは縦4^{‡*}以下、横7^{‡*}以下でなければならない。

マーク類を<u>布片、刺繍または樹脂製の成型物</u>によって表示する場合(<u>エナメル素材のように光る素材での</u>表示は認められない)は、親指のつけ根に近い個所に限定し、その大きさは、縦 $3.5\,^{5}$ 、横 $3.5\,^{5}$ 以下でなければならない。

(2) 3.06【原注】の冒頭に次を加え、同【注】を追加する。

ダブルスイッチ(投手交代と同時に野手も交代させて、打撃順を入れ替える)の場合、 監督はファウルラインを越える前に、まず球審に複数の交代と入れ替わる打撃順を通告し なければならない。監督またはコーチがファウルラインを越えたら、それ以後ダブルスイ ッチはできない。

- 【注】 我が国では、本項〔原注〕前段については、所属する団体の規定に従う。
- (3) 4.05【原注】の末尾に次を追加する。

ベースコーチは、用具の交換を除き、走者の身体に触れてはならない。

(4) 6.10(b)(10)を次のように改める。(下線部を改正)

投手が指名打者に代わって<u>打撃するかまたは走者になった場合</u>、それ以後指名打者の役割は消滅する。試合に出場している投手は、指名打者に代わってだけ<u>打撃または走者にな</u>ることができる。

- (5) 8.02(b)【原注】および同【注】を追加する。
 - 【原注】 投手は、いずれの手、指または手首に何もつけてはならない(たとえば救急ばんそうこう、テープ、瞬間接着剤、ブレスレットなど)。審判員が異物と判断するかしないか、いずれの場合も、手、指または手首に何かをつけて投球することを許してはならない。 【注】 我が国では、本項〔原注〕については、所属する団体の規定に従う。
- (6) 8.05(d)【原注】を追加する。
 - 【原注】 投手が走者のいない塁へ送球したり、送球するまねをした場合、審判員は、それが 必要なプレイかどうかを、走者がその塁に進もうとしたか、あるいはその意図が見られ たかで判断する。
- (7) 9.02 (c) 【原注2】の3段目として、次を追加する。

監督または捕手からの要請は、投手が打者へ次の1球を投じるまで、または、たとえ投球しなくてもその前にプレイをしたりプレイを企てるまでに行なわなければならない。イニングの表または裏が終わったときの要請は、守備側チームのすべての内野手がフェア地域を去るまでに行なわなければならない。

以上